

9月10日は「下水道の日」です

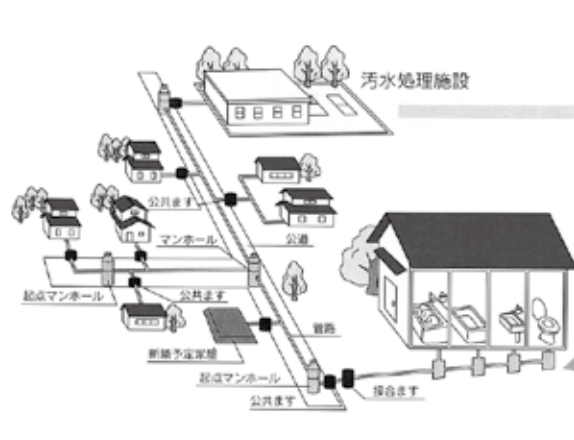
とりもどそう きれいな川と海「国東の自然を守るために…」

家庭や事業所などで出された水がそのまま流れていくと、川や海が汚れてしまいます。魚たちが群れ泳ぎトンボや蜚が飛び交う本来の美しい川や海を取り戻すために、下水道や合併浄化槽の整備は今やなくてはならない事業になっています。下水道や合併浄化槽が整備されると家庭の汚水をきれいな水に変えて川や海に流すので美しい自然を守ることができます。

国東市では次の事業を実施していますので、ご理解のうえご協力くださいますようお願いいたします。

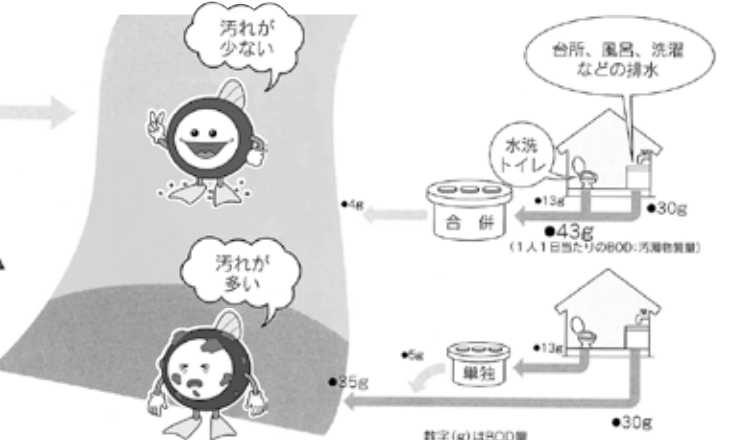
1 公共下水道事業

都市計画区域内や下水道の認可区域内を下水管で結び整備する事業です。



住宅の密集地では公共下水道などが整備されたら、すみやかに必ず接続しましょう。
(家から下水道までの接続費用は自己負担です。詳しくは市役所までお問い合わせください)

そのほかの地域ではトイレの水とそのほかの水を一緒にきれいにする合併処理浄化槽を設置しましょう。昔の単独処理浄化槽のままでは、トイレの水だけしかきれいにしていません。(合併処理浄化槽の設置には、地域により補助制度があります。詳しくは市役所までお問い合わせください)



下水道の正しい使用をお願いします

最近下水道のマンホール等に設置しているポンプが異物の流入により故障し、汚水をスムーズに流せなくなる事故が増えています。下水道の使用に際しては次の事項を必ず守ってください。

- 1台所では、野菜くず等や、油は流さないでください。下水道管のつまりや、ポンプの故障の原因となります。

2水洗トイレではトイレトーパー以外のものを流してはいけません。生理用品等は絶対に流さないでください。

3お風呂や洗面所で布くずやいらなくなった下着等は流さないでください。布がポンプに絡み故障の原因となります。

下水道は公共の施設です。ルールを守り、正しく使いましょう！

受けていますか？ 浄化槽の法定検査

浄化槽は生き物！維持管理はきっちり！

浄化槽は、微生物の動きによって生活排水をきれいにして放流する設備です。豊かな水環境を守り創造するためには、きちんとした維持管理（保守点検・清掃）と年に1回の法定検査が必要です。

法定検査は必ず受けなければいけないの？

浄化槽法という法律で、浄化槽の管理者（所有者など）は、毎年1回必ず検査を受けなければならないことが定められています。

法定検査は何のためにあるの？

法定検査は、浄化槽の維持管理がきちんと行き届いているかをチェックするためにあります。業者に管理を委託していても、その管理状況をチェックするために必ず検査を受けてください。

- 問合先

上下水道課

国見総合支所

武蔵総合支所

安岐総合支所

地域産業建設課

地域産業建設課

地域産業建設課

地域産業建設課

☎0978-72-5197

☎0978-82-1114

☎0978-68-1113

☎0978-67-1116

電気柵の安全使用について

平成27年7月19日に静岡県において、鳥獣被害防止を目的に設置していた電気柵による感電死事故が発生しました。

電気柵の設置については、感電防止のために適切な措置を講じることが法令で定められています。

既に電気柵の設置をされている方、今後電気柵の購入・設置を検討されている方におかれましては下記の点に注意し、設置・使用に際して十分な安全確認を行ってください。

- 1.電気柵を設置した場所においては、人が見やすい位置・間隔で危険防止のための標識（プレート等）を必ず設置してください。

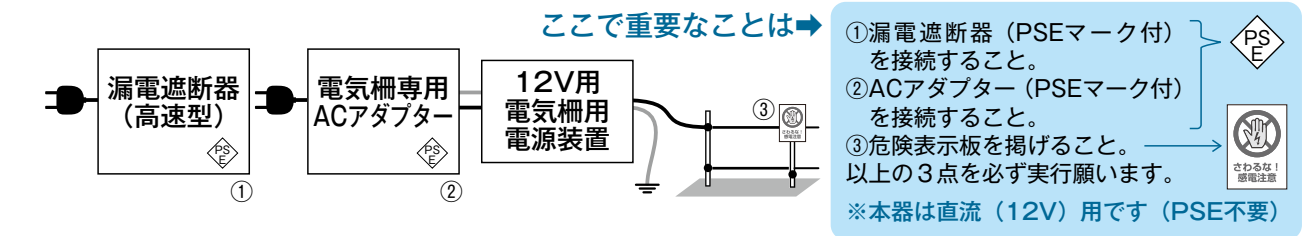
2.子ども達を見かけたときは、電気柵に触れることのないよう指導をお願いします。

3.電気柵用の電源装置は、下記の3種類の電源使用がありますので、ご確認ください。

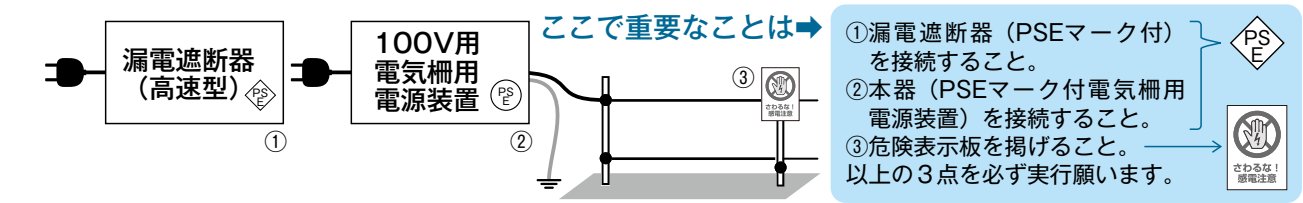
(1) 乾電池、バッテリー、ソーラー等を電源とする場合



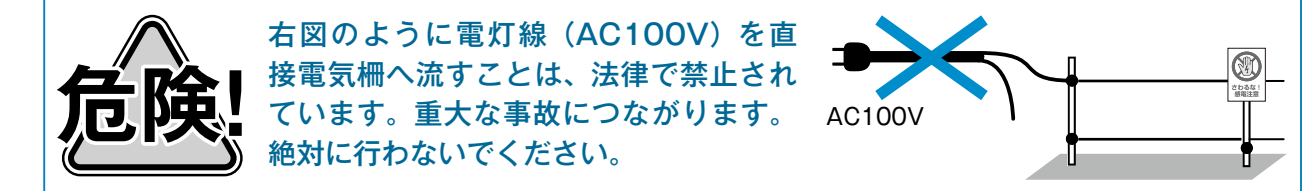
(2) ACアダプターを電源とする場合



(3) 電灯線（AC100V）を電源とする場合



※下図による電源使用は絶対に行わないでください。



4.その他

- ・電気柵の柵線が断線していないか、定期的に点検してください。

・漏電防止のために、定期的に草刈りをしましょう。

・濡れた手でスイッチ操作や設置作業をしないよう、こころがけましょう。
- ※市民の皆さんは、電気柵を設置している場所に近づかないようご注意ください。

問合先 林業水産課 林業係 ☎0978-72-5198